付議第5号

高知県教育委員会事務局職員被服貸与規則の一部を改正する規則議案

高知県教育委員会事務局職員被服貸与規則(平成14年高知県教育委員会規則第6号)の一部を別紙のとおり改正することについて、高知県教育委員会事務委任規則(平成4年教育委員会規則第1号)第2条第3号の規定により議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任規則

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(3)規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

教育委員会規則

高知県教育委員会事務局職員被服貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

高知県教育委員会規則第 号

高知県教育委員会事務局職員被服貸与規則の一部を改正する規則

高知県教育委員会事務局職員被服貸与規則(平成14年高知県教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第1条中「要する職員」を「要する職員及び再任用短時間勤務職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で、同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものをいう。)」に改める。

第6条第1項中「善良に」を「善良な管理者の注意をもって」に、「き損し」を「毀損し」に改める。

第8条の見出し中「き損等」を「毀損等」に改め、同条第1項中「き損し」を「毀損し」に、「貸与被服き損(紛失)届」を「貸与被服毀損(紛失)届」に改め、同条第2項中「き損し」を「毀損し」に改める。

第9条中「き損し」を「毀損し」に改める。

別記第2号様式中「貸与被服き損(紛失)届」を「貸与被服毀損(紛失)届」に、「き損した」を「毀損した」に、「き損の」を「毀損の」に改める。

附則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

高知県教育委員会事務局職員被服貸与規則の一部を改正する規則議案説明

1 改正の目的

教育委員会事務局に勤務する再任用短時間勤務職員に対して、被服を貸与するために必要な改正をするもの。

2 改正の主な内容

被服を貸与する職員の範囲について、「常時勤務に服することを要する職員」を「常時勤務に服することを要する職員及び再任用短時間勤務職員」に 改める。

3 施行期日

平成26年4月1日から施行する。

新

高知県教育委員会事務局職員被服貸与規則(抜粋)

本則

(趣旨)

第1条 この規則は、高知県教育委員会事務局に勤務する職員(常時勤務に服することを要する職員及び再任用短時間勤務職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で、同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものをいう。)に限る。以下「職員」という。)に対する職務の遂行上必要な作業服、ゴム長靴等(以下「被服」という。)の貸与及びその管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(管理責任)

第6条 被服の貸与を受けた職員は、当該被服を常に<u>善良な管理者の注意をもって</u>管理し、<u>毀損し</u>、又は汚損したときは、速やかに当該被服の補修、洗濯等をしなければならない。

2 略

(毀損等の報告及び再貸与)

- 第8条 被服の貸与を受けた職員は、当該被服を<u>毀損し</u>、又は紛失したときは、速やかに別記第2号様式による<u>貸与被服毀損(紛失)届</u>により所属長に報告しなければならない。
- 2 職員は、貸与を受けた被服を<u>毀損し</u>、若しくは紛失した場合において 被服の再貸与を受けようとするとき又は第10条の規定により返納した 被服の再貸与を受けようとするときは、別記第3号様式による被服再貸 与申請書を所属長に提出しなければならない。
- 3 略

高知県教育委員会事務局職員被服貸与規則(抜粋)

本則

(趣旨)

第1条 この規則は、高知県教育委員会事務局に勤務する職員(常時勤務に服することを要する職員に限る。以下「職員」という。)に対する職務の遂行上必要な作業服、ゴム長靴等(以下「被服」という。)の貸与及びその管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(管理責任)

- 第6条 被服の貸与を受けた職員は、当該被服を常に<u>善良に</u>管理し、<u>き損</u> <u>し</u>、又は汚損したときは、速やかに当該被服の補修、洗濯等をしなけれ ばならない。
- 2 略

(き損等の報告及び再貸与)

- 第8条 被服の貸与を受けた職員は、当該被服を<u>き損し</u>、又は紛失したときは、速やかに別記第2号様式による<u>貸与被服き損(紛失)届</u>により所属長に報告しなければならない。
- 2 職員は、貸与を受けた被服を<u>き損し</u>、若しくは紛失した場合において 被服の再貸与を受けようとするとき又は第10条の規定により返納した 被服の再貸与を受けようとするときは、別記第3号様式による被服再貸 与申請書を所属長に提出しなければならない。
- 3 略

(弁償の義務)

第9条 被服の貸与を受けた職員は、自己の責めに帰すべき理由により当 第9条 被服の貸与を受けた職員は、自己の責めに帰すべき理由により当 該被服を毀損し、又は紛失したときは、その損害を弁償しなければなら ない。

第2号様式(第8条関係)

貸与被服毀損(紛失)届

「別紙参照]

(弁償の義務)

該被服をき損し、又は紛失したときは、その損害を弁償しなければなら ない。

第2号様式(第8条関係)

貸与被服き損(紛失)届

「別紙参照]